（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第五十九条の二　法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　保険会社の主要な業務の内容（保険金信託業務を行う場合にあっては、当該保険金信託業務の内容を含む。）

［三・四　略］

五　保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（ハ及びヘ(8)に掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

イ　［略］

ロ　貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

［(1)・(2)　略］

(3)　三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金(1)及び(2)に掲げる貸付金に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸付金

(4)　貸付条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(1)から(3)までに掲げる貸付金に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸付金

［ハ～ヌ　略］

六　［略］

2　［略］

（届出事項等）

第八十五条　法第百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（他業保険業高度化等会社にあっては、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。第六号において同じ。）とした場合（法第百二十七条第一項第二号の規定又は第四号の三の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

四の二　法第百六条第四項の認可を受けて保険会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する他業保険業高度化等会社又は同項の認可を受けて保険会社が子会社としている外国の保険業高度化等会社の議決権を取得し、又は保有した場合（前号又は第九号に該当する場合を除く。）

四の三　子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次号及び第十三号並びに第二百四十六条第一項第十二号及び第十三号において同じ。）以外の外国の会社（法第百六条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。以下この号及び次号において同じ。）を子会社としようとする場合（同条第七項において準用する同条第四項又は同条第十一項の認可を受けて子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合及び法第百二十七条第一項第三号に該当する場合を除く。）

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第五十九条の二　［同上］

一　［同上］

二　保険会社の主要な業務の内容（保険金信託業務を行う場合においては、当該保険金信託業務の内容を含む。）

［三・四　同上］

五　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金(1)及び(2)に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸付金

(4)　貸付条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸付金

［ハ～ヌ　同上］

六　［同上］

2　［同上］

（届出事項等）

第八十五条　［同上］

［一～三　同上］

四　保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（保険業高度化等会社にあっては、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社）とした場合（法第百二十七条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならない場合を除く。）

［号を加える。］

四の二　法第百六条第四項の規定に基づき子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第七号の二及び第二百四十六条第一項第八号の二において同じ。）以外の外国の会社を子会社としようとする場合